

# 第5回 草津市自転車安全利用検討委員会 議 事 録

[日時] 平成 25 年 7 月 12 日 (金) 13:30～

[場所] 草津市まちづくりセンター 301 号室

## 1. 開 会

## 2. 議 題

- ① 前回委員会の論点について
- ② 提言（案）について

## 3. その他

次回日程等について（平成 25 年 8 月上旬）

## 4. 閉 会

[出席者名簿]

| 氏名    | 所属等              | 備考       |
|-------|------------------|----------|
| 嶋田 正男 | 市民代表（公募）         |          |
| 山本 恵美 | 市民代表（公募）         |          |
| 川瀬 善行 | 草津市自治連合会         | 副委員長（欠席） |
| 西蔵 清彦 | 草津市老人クラブ連合会      |          |
| 金澤 郁夫 | 草津市商工会議所         |          |
| 福永 正  | 草津栗東地区労働者福祉協議会   | （欠席）     |
| 石塚 隆  | 滋賀県バイコロジーをすすめる会  |          |
| 大西 清  | 滋賀県自転車軽自動車商業協同組合 |          |
| 田中 吉恵 | 滋賀県自転車防犯協会       |          |
| 水野 靖枝 | 草津市立小中学校校長会      |          |
| 辻 美也子 | 滋賀県立高等学校         | （欠席）     |
| 小川 圭一 | 立命館大学            | 委員長      |
| 近藤隆二郎 | 滋賀県立大学           | （欠席）     |
| 高取 彰  | 学校法人立命館 BKC事務局   |          |
| 前野 奨  | 滋賀県脊髄損傷者協会       |          |
| 駒井 喜行 | 草津市商店街連盟         |          |
| 松村 幸子 | 草津栗東交通安全協会       |          |
| 堤 伸一  | 草津警察署            |          |
| 小嶋 栄子 | 滋賀県土木交通部         |          |
| 林 奈央  | 滋賀県南部土木事務所       | （代理）     |
| 事務局   | 草津市 都市建設部 交通政策課  |          |

## [討議内容]

### 1. 開 会

【事務局の挨拶】

【委員長の挨拶】

### 2. 議 題

#### ①前回委員会の論点について

【事務局より資料の説明】

【質疑応答】

(委員長) “前回委員会の論点”、“自転車の定義”、さらには“関係機関”の整理をご説明いただきました。

前回委員会の論点につきまして、前回ご出席の方もたくさんおられると思いますが、訂正、追加等がございましたら、お願いします。

また、自転車の定義、関係機関の整理等、この場でご質問等があれば、お受けしますが、いかがでしょうか。

(A委員) A4横のマトリックス表ですが、非常に分かりやすく整理されていると思います。ただ、読み方と言いますか、見方のところで、確認させていただきます。例えば、“自転車利用者”のところでは、一番下の“安全な利用に関する事業への積極的な参加”について、啓発活動やヘルメットの普及、さらには、安全利活用推進員の設置といった部分に黒丸がついています。一方で、一番上の“道路交通法の法令の遵守”や“自転車の整備点検や自転車事故の保険等への加入”については、具体的な項目に黒丸がついていません。これについて、自転車利用者の責務として、どういう位置付けになると考えていらっしゃるのでしょうか。責務がないということではないと思います。どのように理解したらよろしいでしょうか。

(事務局) 縦軸に示している取り組みというものは、主に市、国、県、警察等の関係機関が実施するものを挙げております。この取り組みについて、横軸に示している“自転車利用者”が、どのようなスキームにしたがって、この取り組みに協力していくかということを示させていただいています。例えば、国や県が保険の加入促進に関する取り組みを行うとは書けないかと思っています。一方で、保険の加入というものは積極的に進めていかなければならないということで、県や関係機関が条例、基本計画で書けないことについても、“自転車小売事業者”には積極的に責務を果たしていただかないといけないということで整理しております。

(A委員) “自転車利用者”には4つの責務が示されていますが、黒丸がついていなくても、それら全てについて、“自転車利用者”が果たさなければならない責務であるという位置付けでよろしいわけですね。

(事務局) そのとおりです。

(A委員) であれば、その責務として遵守すべき基本的項目をまず冒頭に示して、それぞれに黒丸をつけることで、それぞれの責務が分かるようなマトリックスにした方がより良いのではないかと思います。

(事務局) ご意見ありがとうございます。市に加え、国、県の書き方、責務の中で条文として明文化するものとししないものなど、このマトリックスの中で改めて整理させていただきたいと思います。

(委員長) これは、協力しながら進める際の決意を示したもののなので、一番左側に示された白丸の項目については、基本的な責務として位置付けられているという理解ですね。そのうえで、複数の主体が協力するような話については、右側の黒丸を使って、関連主体が分かるように示されているということかと思いますが、そういうことでいいのですか。

(事務局) そういことです。

(委員長) 他にいかがでしょうか。なければ、今日の議題に入って、その中でご意見等があれば、また、お伺いするということにしたいと思います。ここでは、ひとまず前回委員会の論点に関する議論はこういったことにしたいと思います。

この後、条例と提言の話があるのですが、最初に申しましたように、この提言がこの委員会のアウトプットということになります。提言には、この委員の中で必要と思われるものを、なるべくたくさん盛り込むこととして、その中からより多くのことを条例化していただきたいと思っています。

## ②提言（案）について

### 【事務局より資料の説明】

### 【質疑応答】

(委員長) 提言（案）につきまして、説明をいただきました。前回の委員会に出てきた提言（案）から、体裁が新しくなった部分や、ご意見を踏まえた修正項目があります。前回の委員会では、初めてご覧になった提言（案）について、その場ですぐにご意見が出なかった方もおられるかと思います。そのときの分も含めて、ご意見をいただければと思います。どなたからでも構いませんが、ご意見等がございましたら、よろしく願いいたします。

(B委員) “父母その他保護者の責務”について、“保護する児童に対し”という言葉になっています。“学校の責務”では児童、生徒、学生という書き方をしています。児童という捉え方について、保護者が“自分の子ども”を児童と捉えればいいですが、私たち学校で言うときは、小学生のことを指します。“児童”という言葉が保護者にとって、適切かどうか。“子ども”の方がいいのではないのでしょうか。小さい子どもばかりがルールを守れないわけではないので、“父母その他保護者の責務”については、保護する子ども全てにあてはまるようにした方がいいのではないかと思います。

(委員長) ありがとうございます。定義をはっきりした方がいいのでしょうか。児童というと小学生ですね？

(B委員) はい。

(委員長) 中学生、高校生は生徒ですか？

- (B委員) 生徒です。大学生は学生といいますし、子どもたちは幼児と言ったりしますね。そうすると違うのかなと思います。
- (委員長) 子どもというと、未成年の子どもという感じですね。
- (B委員) そうですね。
- (委員長) その辺りは整理した方がいいかなと思いますが、これは意図としては、“父母その他保護者”というのは、その性質から保護される子どもであり、この場合の子どもというのは未成年の子どもということだと思いますが、その辺の法律で使われる文言の定義というのは何かあるのですか。
- (A委員) 確かに“児童”という言い方だと非常に限定的な表現になります。ただ、学生といいますと、学生でも未成年の場合もありますし、成人の場合もあります。そうすると、児童、生徒、学生など細かくなってしまいますので、ぼんやりとまとめた表現が使われたらいかがでしょうか。
- (委員長) “保護者”というのには定義があると思いますが、保護される者がいて、保護者がいるわけですよね。その場合の保護される者は未成年者ということでもいいですか。
- (事務局) ここで示しています“児童”という表現は、漠然と子ども全般を指すイメージで考えておりました。今のご意見をお伺いして、法務当局とも確認のうえ、意図に合う表現をお示ししたいと思います。
- (委員長) お願いします。恐らく、言葉の定義はいろいろとあると思います。
- (C委員) 小学生を対象とするのはいいのですが、さらに、幼稚園や保育所でも、意識の啓発、交通安全の指導などをしなくていいのでしょうか。文言の整理の中でその点も押さえていただければありがたいと思います。
- (委員長) 学校の責務のなかでは、“児童、生徒、学生の理解が深まるよう”という表現となっています。小学校、中学校と高校、大学、そんな位置付けだと思いますが、ここに幼稚園も入れる方が良くというご意見ですね。
- (C委員) 幼稚園も入れるべきと思っていますが、どういっご判断をされているのかなと思ひ、お伺いしたく思ひます。
- (事務局) 幼稚園児につきましては、“児童”という中で考えていました。それが正しいのかどうかというのは、調べさせていただきたいと思ひます。
- (C委員) 文部科学省、厚生省が幼稚園、保育所とかの管轄になりますね。幼児は、児童の中に含まれると定義されているのですか。
- (事務局) 申し訳ございません。児童の中に、幼稚園、保育園に通っている子どもが含まれるかを詳しく調べられておりませんので、確認したいと思ひます。
- (委員長) 学校、幼稚園、保育園に通う者を表す文言を確認いただいて、必要なものがあれば修正していただくこととお願いいたします。少なくとも“学校の責務”に示している“児童”と“父母その他保護者の責務”に示している“児童”というのが、同じ文言でも違う対象を指していると思ひますので、齟齬がないように、修正していただくこととお願いいたします。この場では、言葉の定義がはっきりしませんので、それは定義をお調べいただいた上で、それに合ったものに修正いただくこととお願いしたいと思ひます。

- (D委員) 言葉の使い方については、お調べいただきたいと思いますが、今回のように自転車利用に限る場合、幼稚園で自転車利用の安全啓発というのは、必要性が高くないのではないかと思います。保護者の場合は、補助輪を外して道路を走ることについて、責任をもって、協力なり啓発をしていく必要があると思いますが、幼稚園でそこまで踏み込むのはどうかと思います。
- (C委員) そうすると、幼稚園とか保育所に行っている人は、自転車は乗ってないと解釈しているのですか。
- (D委員) 乗られる機会もあると思います。ただ、まずは安全に歩いて横断歩道を渡るための指導や安全啓発が、今の幼稚園の交通安全教育の中ではメインになっていると思います。
- (C委員) これから条例を作っていくわけでしょう。であれば、将来を見据え、踏み込んでいくべきではないでしょうか。あなたが言われるように、親御さんも一緒に交通安全教室の一環として、そういうことを採り入れていただいてもいいのではないですか。
- (D委員) もちろん、保護者の責務のところとしては入ってくると思います。ただ、“学校の責務”の中にどこまでを含めるのかというのは難しいかと思います。責務に入れてしまうと、教育課程のカリキュラムに入れ込んでいくような話が必要になってきます。
- そこまで踏み込むということになれば、そういう形で表現すればいいかと思います。ただ、自転車を使われる年代で言うと、より重要度の高い、実際に事故の起こっている小学校、中学校、高校、大学となってくると思います。幼稚園についてはこれから交通社会にちょっと足を踏み出す最初の年代です。
- (C委員) 分かりました。言われるようにしてください。
- (E委員) “自転車利用者の責務”のところは、“盗難防止に努めなければならない”とありますが、“父母その他の保護者の責務”についても、同様の表現を入れておいた方がいいのではないのでしょうか。
- (委員長) 盗難防止の箇所を入れるということですか。
- (E委員) そうですね。保護者、児童、生徒に対して、盗難防止の項目を入れるということを加えておいた方がいいかと思います。
- (委員長) “自転車利用者の責務”に対して、それを未成年の子どもがする場合に、保護者がそれを啓発する、指導するといった意図だと思います。上とそろえた方がいいですか。
- (E委員) はい。
- (事務局) 今のご意見について、“父母その他保護者の責務”の中にも、児童、子どもに対する施錠の指導などを含むことが必要だろうというご意見だと思いますので、検討のうえ、次回提示させていただきます。
- (F委員) 自転車というのは道路交通法に定められていて、走行することについても当然、それによって罰則対象になるわけですね。要は、子どもとか幼児とかいろいろあるのですが、子どもが自転車に乗って、一般道路を走る。もちろん補助輪がついていますが、それでも道交法に入るわけですね。法律は子どもがどうこうというのではなくて、自転車がどうだということだと思います。

要は自転車を子どもに与えれば、もう道路交通法でそれが罰則対象となる。ということは、この条例を示す前提条件として、“自転車を持つということは道路交通法で示されているルールに従うことが必要である”ということをきちんと宣言しておくことが必要ではありませんか。自動車の場合はまず、免許を取って自動車を買います。一方、自転車はルールを知らないままでも、親が与えた自転車でその辺を走る。この場合でも、事故が起こると、道交法ですね。そういうことで、この条例の冒頭には“自転車を与える時には、道交法に従って、子どもやそれに該当する者をちゃんと指導しないとイケない”ということを書いておくべきではないかと思います。

(事務局) 自転車の道交法での定義では、幼児用の車両を除くものが自転車ということになってございます。

(F委員) 幼児とか関係なく、自転車に乗ればという話です。幼児用の車は別です。自転車の話です。

(事務局) 自転車に乗った子どもという解釈ですね。

(F委員) そうです。幼児でも自転車に乗れる人はいるわけですからね。サドルが下がっても三角乗りができますから。側車外してでも乗れる。

(A委員) 今のご意見は大変重要だと思います。おっしゃったことについては、“自転車利用者の責務”の中に、包括される部分ではないかと思います。

また、今の議論になっている話について、“父母その他保護者の責務”の対象として、未成年を指されているかと思います。これには、幼児も入るのではないかと率直には思います。法律的に適切かどうかは、確認をお願いします。

さらに、“父母その他保護者の責務”の対象について申し上げますと、単に未成年者の保護者だけではなくて、成人でも判断が十分にできない方にも、当然保護者が存在しているのではないかと思います。成人、つまり大人になっても、判断が十分できない方が、自転車に乗って、何か事故を起こした場合には、刑法的にその保護者、あるいは後見人に責任がいくのではないのでしょうか。

最近、子どもが起こした事故で9,000万円超の賠償請求がされて、裁判になっているというのがありました。当然、未成年というだけではなくて、成人されている場合にも保護者が存在する場合があります。その意味では、その辺も含めて法律的な考え方を事務局でご検討いただきたいと思います。

(委員長) 私もはっきり分からないところがあるので、1回整理をお願いしたいと思います。今までの議論の中で、いろいろな主体が責務を担うことになっていますが、最初に“自転車利用者の責務”が挙げられています。これに対して、自転車利用者というのは、別に大人であろうが、子どもであろうがすべての自転車を使う人は入っている。大人が自転車を使うときも、子どもが自転車を使うときも、この“自転車利用者の責務”というところには当てはまるという理解だと思います。

そのうえで、未成年者あるいは保護される対象の人がその自転車利用者という枠組の中において、その人たちが自転車を使うことに対して、“こういうことをしてください”というのが、この“父母その他保護者の責務”というところに入っているという理解だと思います。なので、法律上で言われる保護をされる人間が未成年者だけなのか、それとも今の話にあったような未成年者以外の人も含むのか。その場合の保護者の定義は何かというあたりも確認いただいて、表現に齟齬がないように整理をしていただくということが1点あるかなと思います。

まず、その本人と保護者の部分を整理されたうえで、もう一つの主体となる学校というのがあって、それは小学校、中学校、高校、大学が、そこに通う児童や生徒、学生に対して、指導、啓発をするということだと思います。それは、本人の責務や保護者の責務とは別のものとして存在しているのかなと思います。

以上をふまえて、少し整理をお願いします。いろいろ文言が入っていて、定義がはっきりしないところがありますので、通常法律や条例で使われる言葉を確認いただいたうえで、それに基づいた表現で統一することをお願いします。

(G委員)

資料2-①、3ページの“自転車安全利活用推進員の設置”の中で、※印が入っていて、“権限の範囲”は、“活発な議論に資するべく作成したもの”と書いてあります。既に議論されているのかも分かりませんが、この条例文には啓発活動を行うものとか、啓発に努めなければならないとか、努力義務が非常に多いと思います。その中で、自転車安全利活用推進員について、もし私がこのお役をもらったときに、どうするのかなという疑問が残っています。それで、安全協会の自転車のルールなども取り寄せて読んでみると、先ほどからも話がありますように、道交法でしっかり罰金、科料とか、そういうことを謳ったものがあります。この努力義務を強調して、“活発な議論”と書いてありますが、※印に対して、どのような対処をなさるのか教えていただけたらありがたいと思います。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。この推進員の設置において、どのように対処していくかという法的な根拠は、あまりありません。その中でどこまでできるか、どこまでできないかというところを整理していきたいと思っています。つきましては、委員会において、“ここまでしてもいいのではないか”もしくは、“ここまでしかできないのであれば、ここまでで留めておくべきではないか”というようなご意見をいただきたいと思い、このような書き方をしております。よろしく願いいたします。

(委員長)

恐らく、この利活用推進員がどういう立場で決められたのか、というのはあまりコンセンサスが得られてないと思います。名前はいろいろと違うと思いますが、こういった推進員や指導員という人たちがいる自治体もあり、京都府か京都市が条例でこのような取り組みをされていると思います。恐らくそういう取り組みを想定して、この項目が出ていると思います。ただ、草津市でこれを見た場合、その取り組みの中でこういうことをしてもらおうという話は、細かい議論がされていない状態です。むしろ、こういうことをしてほしいというのがあれば、ご意見いただきたく思います。

(G委員) 具体的な案はなく、申し訳ありません。ただ、テレビを見ておりましたら、元警察官を推進員に選んで、当初は1,000円、その後は5,000円の過料を徴収するという方法を実施されているということが紹介されていました。このように、タバコのポイ捨て条例と同じような仕組みを、この自転車でも進められていくのだとイメージしていました。

(委員長) 私も細かなところは分からないのですが、すでに取り組みを進めている自治体の事例、あるいは、自転車に限らず、交通安全を啓発している事例やそのベースとなっている制度や条例を調べていけばいいのではないのでしょうか。それにより、必要な手立てがはっきりしてくると思います。

(H委員) 資料2-①の2ページですが、“自転車小売業者の責務”として、“自転車事故の保険等に関する情報を提供し、その加入の促進に努めなければならない”という表現があります。自転車のTSマークは自転車の整備点検によって整備士の責任で、赤字でシールを貼ることができますが、普通の保険の加入に関しては、保険の代理店でない自転車店で行うことはできません。つきましては、自転車店は保険の加入については、“損保会社の方に相談してください”ということしか説明できないと思います。“加入の促進”は、実態にあわないのではないかと思います。

損保会社から“PRしてください”と頼まれましたら、損保会社の詳細を依頼するFAX等の用紙は店舗内におくことはできます。ただ、その内容については、その保険関係の損保会社にFAXかメールを送っていただいた方に対して、損保会社が保険の説明をすることになっています。自転車店はそれ以上言えないということになっていると思います。表現の仕方によっては、“保険は自転車店で全部説明してもらえるのかな”という勘違いをされたら大変なことになると思います。

(委員長) 文言を少しご検討いただきたいと思います。“加入の促進”は言い過ぎなのでしょうか。情報提供ぐらいですかね。

(A委員) 前回、私も同じような趣旨で質問をさせていただいたのですが、当初は、“情報提供”に関する表現がなく、“加入の促進に努めなければいけない”ということだったと思います。それを、“情報提供に軸点を置いた形で啓発をするという趣旨で整理をしたらいかがですか”という提案をしました。保険会社ではありませんので、自転車小売業者が、保険勧誘的な行為を行うと、これは明らかに保険業法上の問題を生んでしまう状況になります。あくまでも情報提供を中心に進めていくことになるのだと思います。

(委員長) そうすると、「加入の促進に努めなければいけない」と書くからおかしくなるのであって、「加入を促進するために、こういう情報を提供する」という趣旨であれば、先ほどの話と齟齬はないということでしょう。

条例の方のお話ばかりしていますが、提言の方もぜひ、ご意見等をいただければと思います。

- (F 委員) 資料2-①の3ページのところです。自転車レーンという言葉があります。表現の話ですが、道交法では、自転車専用レーンという表現を使っているようです。この間の講演のときには、自転車走行帯というような言葉を使っていたと思います。自転車レーンというのは、道交法でいうレーンなのか、市が独自にペイントを施したものなのか、その両方を言っているのかが少し分かりづらいです。道交法でいうとちゃんと標識を掲げて提示しないとイケないと思いますが、ペイントでいく場合はそういうことはない聞いています。この辺は言葉を整理した方がいいと思います。
- (事務局) 自転車レーンと書いているのは、おっしゃったとおり、自転車専用レーン、自転車歩行者道路などの道交法に定められているものに加え、市で進めている歩行者の通行帯の着色とか、それを自転車用に作っているような道交法で規定されていないものも含まれています。それら包括的に対策を練ることとして、今後取り組んでいきたいということで、大きな意味合いで書いております。ご理解をよろしくお願いいたします。
- (委員長) 対策のところは、この文言をそのまま条例に入れようとする話ではないのですよね。あくまで、この条例案に対する付帯的なこととして例を挙げているということです。自転車レーンというと、道路交通法で決まった表現があると思います。条例なり、あるいは基本計画では、それにあつた表現にさせていただければと思います。レーンというと、いわゆる車道に作るものを想像する方が多いと思いますが、今のご説明だと車道のレーンだけではなくて何か色を塗ったとか、歩道上なども含んだ自転車の通行空間の整備を出来るところからやっていく。そういう理解だと思います。
- (I 委員) 草津警察署です。本部の会議に行った時に、交通部から言われたことですが、ヘルメットの着用に関する考え方をお教えいただきたく思います。前回出席できなかったため、その辺の経緯は詳しく分からず、申し訳ございませんが、ヘルメットの普及、着用について、どのようにお考えになっていたのか、もしくは検討しているのか、ということをお教えいただければと思います。もし、検討していなければ、“自転車利用者の責務”の中にある“道路交通法やその他の法令を遵守し”というところに含めてしまうということでしょうか。
- 草津警察署管内は非常に自転車と関係する交通事故が多くございます。毎日のように車と自転車が事故を起こしています。どっちがいい、悪いは別として、自転車の方が弱いということもあり、自転車はこけたら当然けがをします。転倒したら頭を打つ、大けがにつながる。場合によっては命を失うということにもなりかねません。これは私の考えになりますが、ヘルメットの着用を何とか普及していければと思っています。ヘルメットの着用を義務化することはなかなか難しいので、取り組みとして条例に明記していただけないでしょうか。例えば、“学校の責務”の中に、せめて中学生までは、学校の方から指導いただくことを明記していただくよう、検討をお願いします。管内をみますと、光泉中学校の生徒さんはヘルメットをかぶって登校なさっているのですが、他の市内の中学校をみると、ヘルメットをかぶって通学しているのは見かけません。“学校の責務”のところに入れてはいかがでしょうか。

- (事務局) ヘルメットの着用につきまして、今のご意見の中にもございましたように、自転車に関する事故が非常に多く、全事故に占める割合が20%を超えてきております。その中で、小学生、中学生、幼児、児童も含めてですが、命を守る、また、けがを少しでも和らげるということでヘルメットを着用すればどうかというご意見をいただいております。
- これまでも、中学生の自転車通学に際して、ヘルメットが着用されておりました。ただ、諸事情により、草津市からの補助金もなくなった今、自己責任で運用されているという状況でございます。そういうことで、市が助成をしながら、やっていくよう、ご意見をいただきましたので、今後、基本計画を定めていくなかで、十分検討をしていきたいと思っております。
- 責務につきまして、学校にそれを負わせるのではなく、市があくまで助成をして、利用者の判断に委ねる形になるか、「学校の責務」に含む形になるか、関係機関とも協議しながら、基本計画の中で決めてまいりたいと思っております。
- (委員長) 学校での状況はどんなふうになっているのですか。
- (B委員) 草津市内の公立中学校におきましては、ヘルメット着用という形の指導は何もしておりません。反対に守山市や湖南市などはヘルメット着用という形になっているかと思えます。私も草津市内にきて15年ほど経ちますが、過去の経緯がどうだったということは分かっておりません。ただ、“学校の責務”ということになったときに、どういう段階でどうしていくのかということで、ちょっと時間もかかると思えます。また、子どもたちの命を守るために、そういうことが必要だという形になってきたら、事務局の話もありましたように、市を挙げて取り組んでいただかないと、学校だけという形になったら、保護者にしても、お金のことも含め、いろいろな問題が出てくるので、みんなで協力していかないといけないと思えます。これは学校にしても、保護者にしても大きなことなので、本当に命を守るためにそれをやるのだったら、みんなでやっていく形になるかなと思えます。
- (E委員) ヘルメットを着用させるということについては、この条例が絶好の機会になると思えます。その辺も念頭に置いていただきたいと思います。
- (委員長) 資料2-①の3ページ目に“自転車ヘルメットの普及”という項目が挙がっています。“市は乗車用ヘルメットの普及を図るため、情報提供、その他必要な措置を講ずるものとする”と表現してあり、対策例には“ヘルメット購入助成”と示されています。今のところは、学校ではなく市に責務があるという文言になっているかと思えます。
- (E委員) 僕は老上中学校の出身です。32年前に自転車通学をしていたのです。そのときは、強制的にヘルメットをかぶらせられた記憶があります。市の方で予算がつかなくなって、廃止されたと思えます。なくなった理由について、費用的な問題でなくなったのか、自転車は安全だという判断でなくされたのか、経緯をお教えいただきたいと思います。
- (事務局) 申し訳ございませんが、詳しい状況が把握できておりません。

- (E委員) 確かに学生のときは、夏は暑く、また面倒くさいというので、持っていながら着用していなかったところがあります。ただ、自転車の事故が、草津市内における事故の2割というのはかなり高い状況ですので、草津署の方もおっしゃっていたように、これを機会にヘルメット着用を義務づけてはどうかと思います。
- (委員長) 私も過去の意思決定がどのような事情によるものか分かっていないのですが、守山市などはヘルメットが義務化されているのですか。
- (B委員) 大津市も確かにそうだと思います。
- (委員長) そうですか。それは市単位でそういう意思決定をしているのですかね。各学校単位というわけでもないですか。
- (B委員) 市単位だと思います。同じヘルメットをしています。よく大人が使っているカッコいいヘルメットではなく、中学生がしているのは、みんな同じヘルメットです。恐らく、学校もしくは市が一括購入しているのだと思います。みんなで着用しようと思ったらそこまでしないと、自主的には上手くいかないと思います。
- (委員長) そういう制度を草津市でもやっていくかどうかについて、条例のレベルで具体的に入れるのか、あるいは基本計画の中で、具体的な政策を作る段階で、予算的などころも含めて決めていくのか、どちらかだと思います。
- (事務局) 提言書の18ページの下方をご覧くださいと思います。自転車ヘルメットの普及について、“市は主に児童、幼児（13歳未満）に対し”ということで、限定した提言を検討しています。対象とする範囲について、高校生まで含めるのか、中学生以下にするのか、その辺をご議論していただきたいと思います。その提言内容を必ず市の条例案に盛り込むかどうかは、市の判断もごさいますが、提言書の書き方として、ご議論をお受けしたいと思います。
- (委員長) 先ほどの議論の内容は、ここに入っているわけですね。ご議論の中では、“中学生にもヘルメットをかぶらせた方がいいのではないか”という話がありましたが、何らか市の判断があるということになります。ただ、委員の皆さんには、ヘルメット着用を進める対象について、中学生や高校生も含んだ形とするか、児童、生徒、幼児に留めておくのかを考えていただきたいと思います。それを条例に入れるかどうかは、この提言を受けた市なり、議会で議論になるかだと思います。これまでの議論をふまえると、委員会の意見としては、中学生、あるいは高校生も含んだ生徒を含むことにしてはと思いますが、いかがでしょうか。
- (B委員) 委員会として、提言するというのは問題ないかと思いますが。ただ、実際に進めていくかどうかについては、なかなか難しい部分があるのではないかと思います。例えば、“条例があるから仕方なく従う”という受け止め方であれば、ヘルメットをかぶらない子が出てきますし、生徒指導を含めた対応が学校には必要となってきます。そうすると、教師にも負担が大きくなってしまいます。やはり子どもたちの命を守るために、こういう形があるというふうになっていくべきだと思います。

また、一言に学校と言っても、市立の中学校もあれば、県立の高校もあり、私立の学校もある。草津市だけでは対処できない部分があると思います。“こういう形の方が望ましい”という理想形はできたとしても、実際にどう進めていくかは、かなり深く考える必要もあるうえ、色々な関係機関との連携が必要なのかなと思います。

(E 委員) 車でもシートベルトを強制的にしなければならないというルールはなかったと思います。今はシートベルト着用が義務づけられて、高速道路では後ろの座席でもシートベルトをしなければならないということになってきています。原動付き自転車についても、ヘルメットをかぶらなければならないことになっていると思います。一方、自転車のヘルメット着用に関して、道交法の中で義務づけた方がいいのではないかと、というような議論とか、そういう方向性になったとかいうのをご存じだったら、教えていただけたらと思います。

(I 委員) 13歳未満の児童、幼児について、親がヘルメットをかぶらせるように努めなければならないということが示されていますので、必ずかぶらなければいけない、というのではなくて、親に対する保護者の義務が課せられるというところまでです。今後、法的にどうなるかというのは私の方では分かりません。恐らくそんな着用義務まではできないと思います。

一部地域によっては、自転車のヘルメットを着用しなければいけないという条例もあります。草津でそういう条例ができれば、私らも含めて、皆さんも自転車に乗るときはかぶらなければならないようになります。交番のおまわりさんも自転車に乗るときはヘルメットをかぶらなければいけない、となるといろいろな障害が出てくるので、自転車でかぶるのを法的に義務づけるというのはなかなか難しい。僕も努力義務程度のものが妥当かと思っています。かぶらなかつたから罰則を設けますというものではなくて、かぶるように努力しましょうとか、保護者だったらかぶらせるように努力してください、というレベルだと思います。

ただし、何度も言いますが、自転車は事故に遭ってこけたときは、頭を打って命を落としかねない、もしくは、半身不随とか植物人間になるということもありますので、なるべくならかぶっていただくことに超したことはないという思いがあります。

(委員長) 私は草津市の出身ではないのですが、自分が中学生ぐらいのころ、ヘルメットをかぶれという話が学校から出てきて、みんなして買ってかぶりしました。通学ではなかったのですが、日常的な自転車利用でもヘルメットをかぶるようなルールが、中学校に入ったときには確かになくて、2年生か3年生から途中からあったのです。それがどういう経緯でそうなったかというのは、中学生の僕には分からないのですが、小さい町なので、中学校も1校しかなかったのも、学校の判断なのか、教育委員会の判断なのか、町の判断なのか、あるいは条例なのかなどは全然知らないのですが、そんなことを思い出しました。

今のお話ですと、児童、幼児に対しては、かぶるという義務ではなくて、かぶらせるようにするという大人、保護者の側の努力義務があるということが、現状のルールとしてある。恐らく 18 ページの文言は、それをちゃんと促進するために市が何か必要な措置を講じてくださいね、ということを提言しているということですね。それを、中学生まで拡大するかというお話を、すぐに決められないと思いますが、条例にどこまで書くかという話と、基本計画等も考えていくという具体的な政策のプロセスがあると思いますので、その中でどこまで誰がやるというあたりをご検討いただくというところにしましょうか。

(C委員) 滋賀県下でこの自転車の条例を作っているところはどこであって、その内容はどのようなか、お教えいただけませんか。

(委員長) 滋賀県内では、そういう条例を決めたという事例はありません。

(C委員) 草津市が初めてですね。

(委員長) 初めてです。

(C委員) 滋賀県で初めて条例を作られるというのであれば、これからの問題も含め、できるだけお手本になるような条例を作ってもらいたいと思います。過去には、ヘルメットの着用を進めていた事例もありますし、ぜひとも予算も取っていただき、交通安全に寄与するぐらいの意気込みを示していただきたいと私は考えます。ぜひとも、予算を取ってください。

(A委員) 以前の資料をみると、浦安市で児童、幼児用の自転車ヘルメット購入助成がされていますよね。あまり事例はないようですが、全くないわけではないので、先例になるという意味も含め、前向きに予算確保を考えていただきたいと思います。

(J委員) “自転車の利用の促進”の中、“コミュニティサイクル（乗り捨て化）やレンタルサイクル等の整備”について、お伺いします。この計画で、既に考えているところがありましたら教えてください。また、先ほどの件と重なるのですが、ヘルメットを着用することになれば、レンタルサイクルのところもヘルメットが必要ではないかと思いました。

(事務局) コミュニティサイクルやレンタルサイクルにつきましては、市の施策の中で今後検討をしていこうということで、検討を始めたところです。市内の主要な場所で乗り捨てができる、乗れる、そういうシステムを構築していきたいということで考えています。その際にもヘルメットの問題については、幼児、児童等の利用もあろうかと考えられますので、その辺についても検討していきたいと思います。大変貴重なご意見ありがとうございます。

- (委員長) ヘルメットの話もあったのですが、先の 18 ページ “生徒” も対象に入れますか。今までの話ですと、入れた方がいいのではないかという感じですが、特段のご異議がなければ、提言の方については、児童・幼児にプラスして生徒というのも入れてもいいかなと思います。最終的にそれを実現するかどうかというのは、先ほどの予算の話とかいろいろとあると思いますので、ここで決められる話では当然ないと思います。委員会として、市にこういうことを要望したいというものに対しては、先ほどいろいろ何名かの方からいただいたご意見からすると、入れてもいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。
- (B 委員) 提言に関しては、子どもたちの命を守るために入れていただいたらいいと思います。ただ、責務までなってくると、なかなか難しい部分があって、校長会を代表として、それぞれの校長の意見なども聞き取っていききたいと思います。
- また、取り組みを推進するためには、今までそういう話がほとんど出てなかったことも考慮し、こういう話が出たということをきちんとそれぞれのところに伝えながら、全員で進めていかないといけないというところまで持っていけるといいと思います。それは今後次第だと思います。
- (委員長) ヘルメットに関しては、そういった形で提言に盛り込むということにしたいと思いますが、よろしいですか。
- (A 委員) このヘルメットの内容について、13 歳未満という区切りになっています。これはずいぶん中途半端な区切りだなと思います。中学生 1 年生ですか。中学生全体、学校全体でヘルメットを着用ということになるとずいぶん難しい話になる。なぜ、13 歳未満というのが分からないのですが、お教えいただきたく思います。
- (事務局) 小学校と中学校のところで線引きしていると思います。
- (A 委員) これの趣旨は小学生ということですか。
- (事務局) この趣旨は、おっしゃったように小学生以下を意識しています。
- (委員長) 警察の方に確認なのですが、法律の 13 歳未満という表現は、中学生 1 年生の一部も含んだ 13 歳未満という理解でよろしいですか。
- (I 委員) イメージ的には小学生だと思います。
- (事務局) 委員長、道交法上は児童・幼児という書き方をしています。
- (委員長) 歳ではないのですか。そうすると、さっきの議論では児童・幼児というのは小学生を示しているから、中学生は入らないという理解でいいですね。
- (E 委員) 提言の対策案ですが、例えば、“ヘルメットの購入助成 (案)” と書いてあるのですが、その案も提言に入れるのでしょうか。それとも、提言した後の具体的な施策を話し合う場で決まっていくのでしょうか。
- (委員長) 決まっていくのは、後の話だと思います。あくまで提言なので、項目に対して、具体的な対策をイメージできるような案というのを挙げているにすぎないと思います。ここに書いてあるから絶対にやるのではなくて、今後、市がやってほしいというものを委員会から市に対して、示すイメージです。

(E委員) 例え、ヘルメットのところで、まずは大人から見本を見せなければ、子どもはやっていかないと。大人というのはかなり広い範囲だと思えますが、例えば、警察官の方や学校の先生、行政の方であるとか、公の立場におられる方からヘルメットの着用を必ずしていきましょう、というような文言を入れたらどうかと思えますが、いかがですか。

(委員長) 先の児童、生徒、幼児に限らないということですね。大人も含めたヘルメットの普及を図ろうという話です。皆さんはいかがですか。今のご意見を入れるとすると、一番単純には、“主に児童・幼児に対し”というものを取ってしまう。要は、大人も子どもも含めてヘルメットの普及を図るために措置を講じるということになると思えます。その場合、児童、幼児、生徒を少し重点化するという意味でいうと、“市は自転車用のヘルメットを普及のため”という文言があって、その後で、“特に児童、生徒、幼児に対してはより重点的な対応が必要”という形です。児童、生徒、子どもに限らず、大人も含めて普及させていきましょう、ということだと思えます。

(B委員) 今の意見を聞かせていただくと、本当に大人の人たちがヘルメットをしているような状況だったら、子どもたちも非常に自然に取り組めると。子どもだから危ないわけでもなくて、特に高齢者の方も心配な部分もあります。草津市全体が自転車に乗ったらヘルメットをかぶる町として、みんなで安全を考えているところだということになれば、子どもたちも非常に自然な形でヘルメットの着用はできるのかなと思えます。

(委員長) 前回、“大人もマナー、ルールを守ってない”とおっしゃいましたよね。子どもに対してどうこうということだけではなくて、大人も含めてちゃんとやっていくというのを表に出すのであれば、あまり児童、生徒というものばかりではなくて、大人も含めてヘルメット普及とかという話もしていったらいいと思えますので、“児童・幼児という話に限らずに、自転車用のヘルメットの普及を図るために、情報その他必要な措置を講じることが必要です”というような提言にしたいと思えます。

他の部分でいかがですか。次回は提言書を渡すようになっていますので、この場でご意見をいただければと思えます。すぐに出ないようでしたら、今まで挙がった話の項目を整理していきたいと思えます。

一番大きいのが、先ほどの児童・生徒という文言、保護者と保護される側の人間に関する定義を法律で使われている言葉と整合させるということだと思えます。あとは、保険の話、小売業者ができる形と保険会社がする形というところの整理が必要という話と、今のヘルメットのところの話です。私の方でメモしきれてないところがありますが、大きいのはそのあたりだったと思えます。

他に、提言の内容について何かご意見とかございますか。なければ、事務局からお願いいたします。

(事務局) 次回の委員会では、市長へ提言を行うことになっております。本日の貴重なご意見をまとめさせていただいたうえで、提言を行う前に、皆様方に郵送させていただこうと考えております。ご確認をお願いいたします。

また、今後、この提言をいただきましては、条例化に向けて、市の関係部署等々と調整を図りながら進めてまいります。提言をいただきました内容につきまして、全てを盛り込むことができないこともあります。条例化できない部分につきましては、基本計画を定めていく中で取り出していこうと考えております。委員の皆様方のご理解をお願いしたいと思います。

### 3. その他

#### 【事務局より次回日程等について説明】

(事務局) スケジュールにもありますように、8月上旬に次回委員会の開催を予定しております。市長への提言の他、今後の取り組みの仕方についてもご議論をお願いしたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。

今年は暑い夏になりそうでございます。夏も始まったばかりでまだまだ先は長いのですが、体の方、ご自愛いただきまして、また、次回、ご参加いただきますよう、お願いいたします。